

議案第59号

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、都市公園の使用料を改正するため。

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例

石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4（第6条，第15条，第23条関係）

石岡運動公園

(1) 運動公園体育館使用料

(単位：円)

区分				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00	
団体 使用 (15 人以上)	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場 料を 徴収 しない 場合	一般	大体育館	4,400	6,600	6,600	17,600
				小体育館	1,460	2,200	2,200	5,860
				会議室	550	660	660	1,870
		高校生 以下	大体育館	2,200	3,300	3,300	8,800	
			小体育館	730	1,100	1,100	2,930	
			会議室	550	660	660	1,870	
	入場料を徴収する場合	大体育館	27,500	44,000	44,000	115,500		
		小体育館	11,000	16,500	16,500	44,000		
		会議室	3,300	4,950	4,950	13,200		
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	入場料を徴収しない場合	大体育館	16,500	22,000	22,000	60,500	
			小体育館	5,500	7,700	7,700	20,900	
			会議室	2,200	2,750	2,750	7,700	
入場料を徴収する場合		大体育館	77,000	110,000	110,000	297,000		
		小体育館	22,000	38,500	38,500	99,000		
		会議室	8,800	11,000	11,000	30,800		
個人 使用	一般	大体育館	2時間までごとに1人につき 220					
		小体育館	2時間までごとに1人につき 110					
	高校生以下	大体育館	2時間までごとに1人につき 110					
		小体育館	2時間までごとに1人につき 50					

(2) 運動公園体育館附属設備等使用料

(単位：円)

区分		単位	金額
大体育館放送装置		1回	550
小体育館放送装置		1回	220
電光掲示板		1回	1,100
選手控室(1室)		1回	550
更衣室(1室)		1回	550
照明設備	大体育館(全面)	1回	2,200
	大体育館(半面)	1回	1,100
	小体育館(全面)	1回	880
冷暖房設備	大体育館	1回	7,700
	小体育館	1回	3,300
	会議室	1回	550
	選手控室	1回	550
	更衣室	1回	550
	身障者室	1回	550
	幼児室	1回	550
組立式ステージ		1回	770
温水シャワー設備		1回	1,650
コンセント設備(1KW)		1回	330
照明設備 個人使用	大体育館	一般	2時間までごとに1人につき 60
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 30
	小体育館	一般	2時間までごとに1人につき 30
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 20

備考 1回とは、運動公園体育館使用料表の午前、午後及び夜間のうちいずれかの時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

(3) 陸上競技場使用料

(単位：円)

区分	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	全日 9:00～ 17:00

専用 使用	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場料を徴 収しない場 合	一般	5,500	7,700	13,200
			高校生以下	2,750	3,850	6,600
		入場料を徴収する場合			13,200	16,500
	アマチュアスポーツ以外のスポーツ団体の 場合			66,000	88,000	154,000
共同 使用 (8 人 以 上 1 回 に つ き)	一般	基本料金		660	880	1,540
		超過料金1時間につき		220		
	高校生 以下	基本料金		330	440	770
		超過料金1時間につき		110		
個人 使用	定期証 (1人 1年 に つ き)	一般		5,500		
		高校生		2,200		
		中学生		1,650		
		小学生以下		1,100		
	一般	1人1回		110		
	高校生 以下	1人1回		50		

(4) 多目的広場使用料

(単位：円)

区分	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	全日 8:30~17:00
半面	1,100	1,100	2,200
全面	2,200	2,200	4,400

備考

- 1 午前，午後の時間区分にわたって使用する場合は，全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は，使用料の2分の1の額とする。

(5) 陸上競技場及び多目的広場附属設備等使用料（大会等使用に限る。）

(単位：円)

区分	午前	午後	全日	備考
放送設備	550	550	1,100	
更衣室（1室当たり）	550	550	1,100	
本部室	550	550	1,100	
コンセント設備	330	330	660	
温水シャワー設備	1,650	1,650	3,300	団体使用に限る。

計測システム設備	11,000	11,000	22,000
----------	--------	--------	--------

別表第5（第6条，第15条，第23条関係）

柏原野球公園

(1) 野球場使用料

(単位：円)

区分	早朝 ～8:00	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
野球場	1,100	2,200	2,200	1,100
夜間照明施設	1時間につき 5,500			

備考 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分に定めた使用料の合計金額とする。

(2) テニスコート使用料

(単位：円)

区分	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
テニスコート	550	550	550	550	550	550
夜間照明施設	1時間につき 660					

備考

- 1 使用料は、1コート単位とする。
- 2 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 3 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分に定めた使用料の合計金額とする。

(3) 柏原野球公園附属施設使用料

(単位：円)

区分	単位	金額	備考
本部室	1回	550	大会等使用に限る。
放送設備	1回	550	大会等使用に限る。
更衣室	1回	550	大会等使用に限る。
温水シャワー設備	1人1回	110	
テニス壁打コート	1時間	110	

備考 本部室、放送設備及び更衣室の1回とは、野球場使用料表中の早朝、午前、午後及び夜間のうちいずれかの時間帯をいい、全日の場合は4回とみなす。

別表第6（第6条，第15条，第23条関係）

柏原サッカー公園

(1) サッカー場使用料

(単位：円)

午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	全日 8:30～17:00
1,100	1,100	2,200

備考

- 1 午前，午後の時間区分にわたって使用する場合は，全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は，使用料の2分の1の額とする。

(2) 柏原サッカー公園附属設備使用料

(単位：円)

温水シャワー設備	1人1回 110
----------	----------

別表第7（第6条，第15条，第23条関係）

柏原球技公園 野球場使用料

(単位：円)

午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	全日 8:30～17:00
1,100	1,100	2,200

備考

- 1 午前，午後の時間区分にわたって使用する場合は，全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は，使用料の2分の1の額とする。

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。